

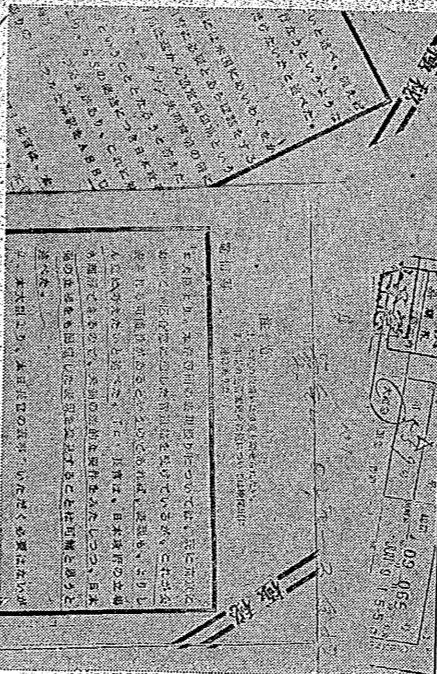
琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 外務省機密漏洩（公判、国会、報道）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43680

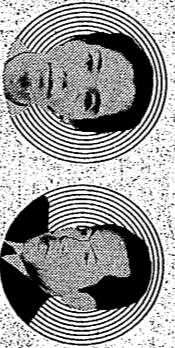
10/14
才一田
名判崗
係記
車

「知る権利」を前面に



外務省公電漏えい事件 14日に初公判

「秘密」に当らぬ電文 記者側山 検察側「取材活動の限界」主張



山口大正 記者

外務省公電漏えい事件の初公判が14日、東京地裁で開かれる。検察側は「取材活動の限界」を主張し、記者側は「知る権利」を前面に掲げる。この事件は、1971年10月に発生した外務省の機密文書の漏えい事件を指す。当時、記者が外務省の機密文書を入手し、これを公開したことがきっかけとなった。検察側は、この行為が国家の秘密を漏えいしたとして、記者を起訴した。一方、記者側は、この行為は憲法で保障された知る権利の一環として正当化されていると主張している。この事件は、日本の報道自由と国家秘密のバランスをめぐって大きな議論を巻き起こした。

早く前向きに生きたい 事件振り返り冷静に分析 西口記者

西口記者は、この事件を振り返り、早く前向きに生きたいと述べている。彼は、この事件は自分の人生にとって大きな転機となったと語り、過去の出来事から教訓を学ぼうとしている。西口記者は、この事件を通じて、記者としての責任と使命を再認識したと述べている。彼は、今後も公正な報道を続ける決意を表明し、読者のために尽力する姿勢を示している。このように、事件の当事者は、過去の出来事を受け入れ、前向きに未来を歩む決意を固めている。

1971年10月12日朝刊 3面

學生の暴動

東京の各大学に於ける暴動は、昨日もまた激しさを増した。早稲田大学では、学生が教職員を襲撃し、校舎を占拠した。また、中央大学でも、学生が校舎を占拠し、教職員を襲撃した。この暴動は、学生と教職員との間に深刻な対立を生じ、大学の正常な運営を妨げている。

この暴動は、学生と教職員との間に深刻な対立を生じ、大学の正常な運営を妨げている。また、学生は、教職員を襲撃し、校舎を占拠し、大学の正常な運営を妨げている。この暴動は、学生と教職員との間に深刻な対立を生じ、大学の正常な運営を妨げている。

知る権利

知る権利は、国民が国家の行政活動について知る権利を指す。これは、民主主義の重要な要素であり、国民が国家の行政活動について知る権利を指す。これは、民主主義の重要な要素であり、国民が国家の行政活動について知る権利を指す。

沖繩「密約」漏えい事件



この事件は、沖繩の「密約」が漏えいされたことによるものである。この密約は、戦後沖繩の地位をめぐって、米軍と日本政府の間で結ばれたものである。この密約が漏えいされたことは、日本政府の外交政策に重大な影響を及ぼしている。

この事件は、沖繩の「密約」が漏えいされたことによるものである。この密約は、戦後沖繩の地位をめぐって、米軍と日本政府の間で結ばれたものである。この密約が漏えいされたことは、日本政府の外交政策に重大な影響を及ぼしている。

報道の自由「めぐる争点

争点	内容
1. 報道の自由	憲法第21条の保障する表現の自由の範囲をめぐって、報道の自由が保障されていると主張する。
2. 秘密保持義務	公務員が職務上知り得た秘密を漏えいして報道する行為を禁ずる法律の存在をめぐって、秘密保持義務が認められていると主張する。
3. 国家機密	国家の安全や外交政策に重大な影響を及ぼす情報を「国家機密」として保護する法律の存在をめぐって、国家機密が認められていると主張する。
4. 情報公開	政府の行政活動に関する情報を積極的に公開する法律の存在をめぐって、情報公開が認められていると主張する。

報道の自由は、民主主義の重要な要素であり、国民が国家の行政活動について知る権利を指す。これは、民主主義の重要な要素であり、国民が国家の行政活動について知る権利を指す。これは、民主主義の重要な要素であり、国民が国家の行政活動について知る権利を指す。

報道の自由は、民主主義の重要な要素であり、国民が国家の行政活動について知る権利を指す。これは、民主主義の重要な要素であり、国民が国家の行政活動について知る権利を指す。これは、民主主義の重要な要素であり、国民が国家の行政活動について知る権利を指す。

「密約」の漏えい事件に関する争点の概要

対照的な両被告

外務省機密漏えい事件

あす初公判

外務省機密漏えい事件の両被告、西山大吉記者(左)と蓮見元事務官(右)の初公判が、十四日午前九時から東京地裁第一刑事部(山本裁判長)で開かれる。両被告は、機密漏えい罪(刑法第三十九条)に問われる。

秘密外交にこそ責 早く過去忘れない 事務官 蓮見元



西山大吉記者



蓮見元事務官

西山大吉記者と蓮見元事務官が起訴されたのは、四月十五日、起訴状に於いて、西山大吉記者は機密漏えい罪(刑法第三十九条)に問われ、蓮見元事務官は機密漏えい罪(刑法第三十九条)に問われ、両被告は、機密漏えい罪(刑法第三十九条)に問われる。

西山大吉記者は、機密漏えい罪(刑法第三十九条)に問われ、蓮見元事務官は機密漏えい罪(刑法第三十九条)に問われる。両被告は、機密漏えい罪(刑法第三十九条)に問われる。

蓮見元事務官は、機密漏えい罪(刑法第三十九条)に問われ、西山大吉記者は機密漏えい罪(刑法第三十九条)に問われる。両被告は、機密漏えい罪(刑法第三十九条)に問われる。

記者の知る権利は、憲法第二十一条に保障されている。この権利を行使する権利は、憲法第二十一条に保障されている。この権利を行使する権利は、憲法第二十一条に保障されている。

外務省機密漏えい事件

あす初公判

知る権利で論陣

西山大吉記者側主張 取材の範囲越える



西山大吉記者

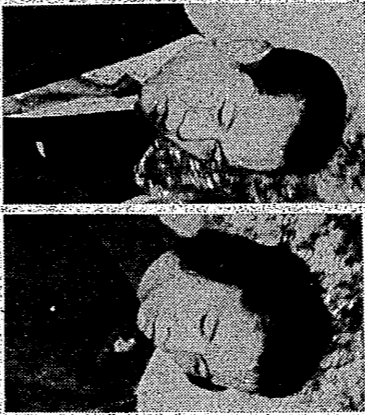


蓮見元事務官

西山大吉記者は、機密漏えい罪(刑法第三十九条)に問われ、蓮見元事務官は機密漏えい罪(刑法第三十九条)に問われる。両被告は、機密漏えい罪(刑法第三十九条)に問われる。

蓮見元事務官は、機密漏えい罪(刑法第三十九条)に問われ、西山大吉記者は機密漏えい罪(刑法第三十九条)に問われる。両被告は、機密漏えい罪(刑法第三十九条)に問われる。

知る権利か 国家秘密か



東京地裁にはいる西山大蔵蔵長と、
東京電大女子職員

冒頭から火花

「知る権利」は、憲法第21条の表現の自由から派生する権利である。しかし、この権利は、国家秘密の保護と衝突する可能性がある。国家秘密は、国の安全や外交上の利益を保護するために必要と認められる情報である。一方、知る権利は、国民が政府の活動を監視し、その正当性を判断するために必要である。この両者の衝突は、現代民主主義社会における重要な課題である。

外務省公電事件初公判ひらく

眞実報道は義務

側
検察
外交上、秘匿は当然

蓮見元事務官、起訴事実認める

蓮見元事務官は、起訴事実を認める。彼は、公電の内容を不正に開示したと認め、検察当局に協力したと述べた。蓮見は、この行為が違法であることを認め、適切な処罰を受けるべきだと述べた。

蓮見は、公電の内容を不正に開示したと認め、検察当局に協力したと述べた。蓮見は、この行為が違法であることを認め、適切な処罰を受けるべきだと述べた。蓮見は、この行為が違法であることを認め、適切な処罰を受けるべきだと述べた。

蓮見は、公電の内容を不正に開示したと認め、検察当局に協力したと述べた。蓮見は、この行為が違法であることを認め、適切な処罰を受けるべきだと述べた。蓮見は、この行為が違法であることを認め、適切な処罰を受けるべきだと述べた。

蓮見は、公電の内容を不正に開示したと認め、検察当局に協力したと述べた。蓮見は、この行為が違法であることを認め、適切な処罰を受けるべきだと述べた。蓮見は、この行為が違法であることを認め、適切な処罰を受けるべきだと述べた。

政府のいう「秘密」とは何か

「知らせる義務」新聞に

民主主義 取材活動に公権介入 への挑戦

伊達弁護人

「一件は新聞記者の取材活動が、政府の秘密保持義務と衝突している。新聞記者は、憲法第21条の表現の自由の保障を受ける権利を有する。政府は、この権利を不当に制限してはならない。新聞記者の取材活動は、民主主義の根幹をなすものである。政府は、この権利を尊重し、取材活動に公権介入してはならない。」

伊達弁護人は、このように主張している。伊達弁護人は、このように主張している。伊達弁護人は、このように主張している。



報道陣に囲まれて東京地裁に入る西山被告。(OPI)

国公法Ⅲは限定

高木弁護人

「国公法Ⅲは、憲法第21条の表現の自由の保障を受ける権利を有する。政府は、この権利を不当に制限してはならない。新聞記者の取材活動は、民主主義の根幹をなすものである。政府は、この権利を尊重し、取材活動に公権介入してはならない。」

高木弁護人は、このように主張している。高木弁護人は、このように主張している。高木弁護人は、このように主張している。

弁護人の意見陳述 眞実を欺くものになぜ法

恐るべき倒錯起訴 国益をかたる政府の便宜

大野弁護人

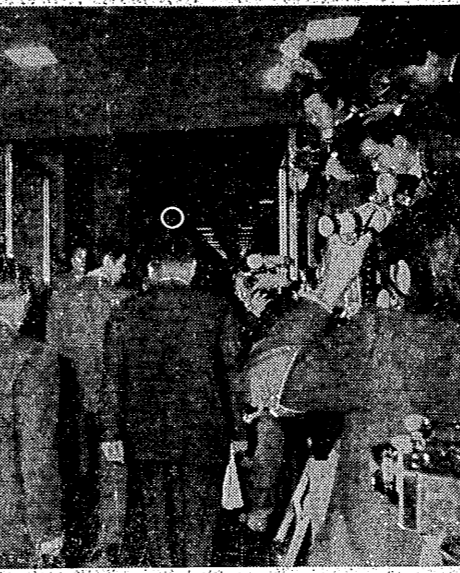
「一件は新聞記者の取材活動が、政府の秘密保持義務と衝突している。新聞記者は、憲法第21条の表現の自由の保障を受ける権利を有する。政府は、この権利を不当に制限してはならない。新聞記者の取材活動は、民主主義の根幹をなすものである。政府は、この権利を尊重し、取材活動に公権介入してはならない。」

大野弁護人は、このように主張している。大野弁護人は、このように主張している。大野弁護人は、このように主張している。

「知らせる義務」新聞に

民主主義 取材活動に公権介入

伊達弁護士
「本件新聞記者の取材活動は、憲法上の権利である。政府がこれを制限することは、民主主義の原則に反する。」



報道陣に囲まれて東京地裁に入る西山被告（○印）

国公法IIIは限定解釈を

高木弁護士

「国公法IIIは、国家の主権を保護する目的で制定されたものである。その解釈は、国家の利益と個人の権利のバランスを考慮しなければならない。」

弁護人の意見陳述

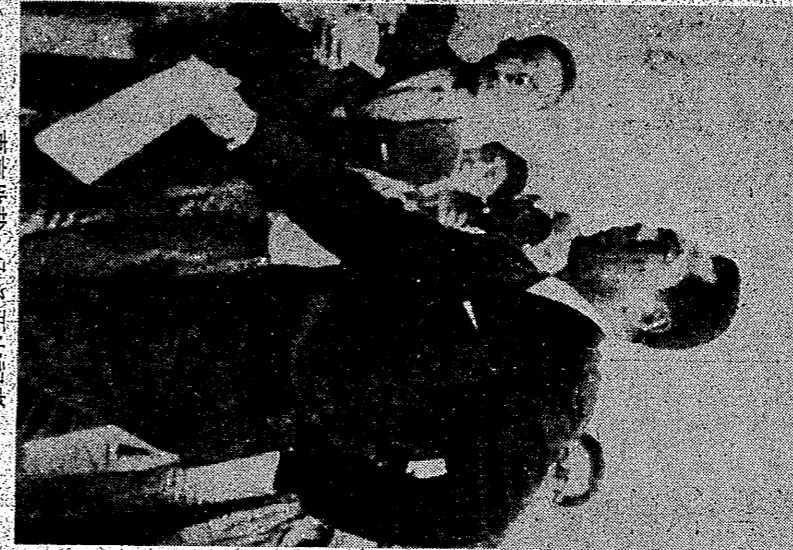
真実を欺くものいなせ法の保護

恐るべき倒錯起訴

国益をかたる政府の便宜

弁護人
「本件起訴は、国益を名目に、真実を欺くものいなせ法の保護を以て、倒錯起訴の手段を用いたものである。これは、民主主義の原則に反する。」

『知る権利』で対立浮き彫り



東京地裁へ入る西山記者

世間に忘れられた! 違見被告 起訴事実認める

【本紙記者】「知る権利」を主張する西山記者が、東京地裁で起訴された。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。

「取材」を犯罪視し秘密入手 傍聴 情通じ秘密入手 側 情報初公開

【本紙記者】「知る権利」を主張する西山記者が、東京地裁で起訴された。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。



西山記者

近頃水の上

西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。

西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。

西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。

西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。

西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。

西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。

西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。

電報の秘密性 国公法出条や

【本紙記者】「知る権利」を主張する西山記者が、東京地裁で起訴された。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。

西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。

西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。

西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。

西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。

西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。

西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。

西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。

西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。

西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。

西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。西山記者は、被告の起訴事実を認める。

十四日、東地地裁に於て、外務省が提出した「西山村と三井物産の租界地」に関する事件の初審判決が下された。判決は、三井物産が租界地を所有する権利を認め、外務省の主張は認められなかった。

西山村の租界地問題は、戦前以来の歴史を有する。三井物産は、戦前、西山村に租界地を築き、その権利を主張してきた。外務省は、戦後、この租界地を没収し、国有地とする方針を示した。

密約を「国益」で隠す

西山村被告側の意見陳述

西山村の租界地問題は、戦前以来の歴史を有する。三井物産は、戦前、西山村に租界地を築き、その権利を主張してきた。外務省は、戦後、この租界地を没収し、国有地とする方針を示した。被告側は、この没収行為が「国益」を害するものであると主張している。彼らは、戦前の密約が、戦後の国益を損なうものであると主張している。

三月二十日、西山村の租界地問題に関する判決が下された。判決は、三井物産が租界地を所有する権利を認め、外務省の主張は認められなかった。被告側は、この判決を歓迎し、戦前の密約が、戦後の国益を損なうものであると主張している。

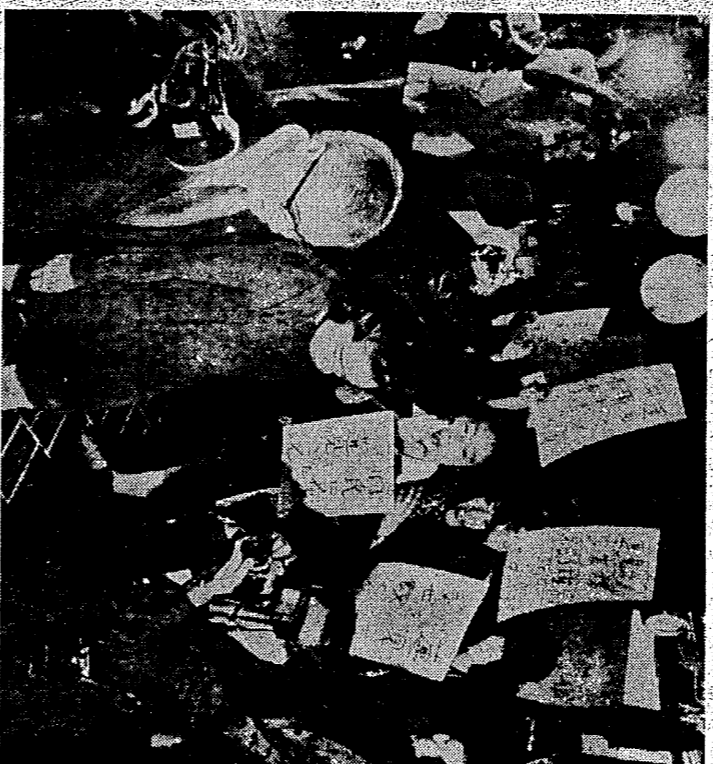
三月二十日、西山村の租界地問題に関する判決が下された。判決は、三井物産が租界地を所有する権利を認め、外務省の主張は認められなかった。

西山 記者

東

蓮見元事務官

聞志むき出し うなだれ涙声



「蓮見元事務官の病室」(昭和31年)の一枚の写真。蓮見元事務官の病室に、蓮見元事務官の病室に、蓮見元事務官の病室に...

裁きの朝 対照くつぎ

視線を避け合つ二人

傍聴人は痛まじげに

公電漏えい
事件初公判

「トリス」が本朝を「せいし」の演説と、その演説の内容が、蓮見元事務官の病室に、蓮見元事務官の病室に、蓮見元事務官の病室に...

蓮見元事務官の病室に、蓮見元事務官の病室に、蓮見元事務官の病室に...

『蓮見さん』がなばって

女性の身 コアシ握り声援盛ん

蓮見元事務官の病室に、蓮見元事務官の病室に、蓮見元事務官の病室に...

多摩川 航行 10月19-22日...
公電漏えい 事件初公判...
蓮見元事務官の病室に...

蓮見元事務官の病室に、蓮見元事務官の病室に、蓮見元事務官の病室に...

弁護側「知る権利」を主張

B-11

外務省機密漏えい事件初公判開く 東京地裁

西山記者、罪状を否認 検察側 取材方法の違法性へ

【東京13日共同通信電】外務省機密漏えい事件の初公判が、東京地裁で開かれた。検察側は西山記者に「機密を盗み出し、これを公表した」として、懲役二年半を求む。西山記者は「取材方法が違法である」として、罪状を否認した。

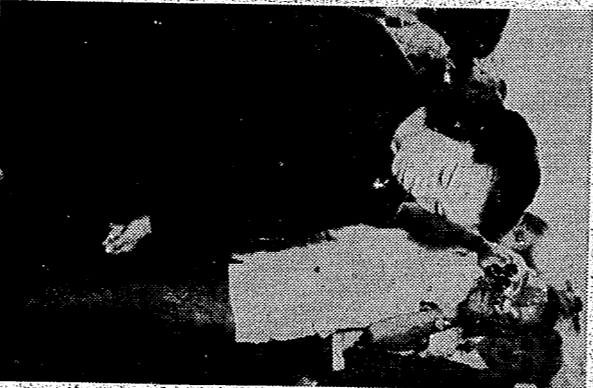
西山記者は、機密を盗み出したと認め、懲役二年半を求む。西山記者は「取材方法が違法である」として、罪状を否認した。

連見元事は認める 次回から出廷免除

【東京13日共同通信電】西山記者の元事務局長、連見元事は、機密を盗み出したと認め、懲役二年半を求む。連見元事は「取材方法が違法である」として、罪状を否認した。



東京地裁に出入る西山記者



東京地裁に出入る西山記者

報道機関は国民を代行

国公法百十一條は違憲

【東京13日共同通信電】西山記者の元事務局長、連見元事は、機密を盗み出したと認め、懲役二年半を求む。連見元事は「取材方法が違法である」として、罪状を否認した。

西山記者は、機密を盗み出したと認め、懲役二年半を求む。西山記者は「取材方法が違法である」として、罪状を否認した。

対照的な人付き合い

【東京13日共同通信電】西山記者の元事務局長、連見元事は、機密を盗み出したと認め、懲役二年半を求む。連見元事は「取材方法が違法である」として、罪状を否認した。

【東京13日共同通信電】西山記者の元事務局長、連見元事は、機密を盗み出したと認め、懲役二年半を求む。連見元事は「取材方法が違法である」として、罪状を否認した。



山本誠平氏

【東京13日共同通信電】西山記者の元事務局長、連見元事は、機密を盗み出したと認め、懲役二年半を求む。連見元事は「取材方法が違法である」として、罪状を否認した。

「知る権利」めぐり自熱

外務省公電漏えい事件初公判 正当な取材活動 西山記者、無罪を主張

東京地裁

薄見元事務官 起訴事実認める



東京地裁で公電漏えい事件で入廷する西山記者(左)と薄見元事務官(右)。西山記者側で。

東京地裁公電漏えい事件で入廷する西山記者(左)と薄見元事務官(右)。西山記者側で。薄見元事務官は起訴事実を認めた。西山記者は正当な取材活動と主張した。

薄見元事務官は起訴事実を認めた。西山記者は正当な取材活動と主張した。西山記者は、公電漏えい事件で、正当な取材活動と主張した。西山記者は、公電漏えい事件で、正当な取材活動と主張した。

次回からの不出頭申請 薄見元事務官

薄見元事務官は、次回からの不出頭申請を提出した。西山記者は、公電漏えい事件で、正当な取材活動と主張した。

記者発表

記者発表によると、薄見元事務官は起訴事実を認めた。西山記者は、公電漏えい事件で、正当な取材活動と主張した。

薄見元事務官

薄見元事務官は、公電漏えい事件で、正当な取材活動と主張した。西山記者は、公電漏えい事件で、正当な取材活動と主張した。

西山記者は、公電漏えい事件で、正当な取材活動と主張した。薄見元事務官は、起訴事実を認めた。西山記者は、公電漏えい事件で、正当な取材活動と主張した。

47. 10. 14.
 11-51
 (9刊 - 2面)

強圧的取柄しなかつた

西田記者と邦議人の關係(7)の経過
 西田記者は「二一」の
 本報に於ては、西田記者の
 強圧的取柄しなかつた。な
 りの強圧的取柄しなかつた
 西田記者の強圧的取柄しな
 かつた。西田記者の強圧的
 取柄しなかつた。西田記者
 の強圧的取柄しなかつた。

国民の知る権利を代行

西田記者は「二一」の
 本報に於ては、西田記者の
 強圧的取柄しなかつた。な
 りの強圧的取柄しなかつた
 西田記者の強圧的取柄しな
 かつた。西田記者の強圧的
 取柄しなかつた。西田記者
 の強圧的取柄しなかつた。

西山記者と弁護人の意見(7)

西山記者は「二一」の
 本報に於ては、西山記者の
 強圧的取柄しなかつた。な
 りの強圧的取柄しなかつた
 西山記者の強圧的取柄しな
 かつた。西山記者の強圧的
 取柄しなかつた。西山記者
 の強圧的取柄しなかつた。

一方的な「秘密」は誤り

西山記者は「二一」の
 本報に於ては、西山記者の
 強圧的取柄しなかつた。な
 りの強圧的取柄しなかつた
 西山記者の強圧的取柄しな
 かつた。西山記者の強圧的
 取柄しなかつた。西山記者
 の強圧的取柄しなかつた。

國公法無限定解釈は違憲

西山記者は「二一」の
 本報に於ては、西山記者の
 強圧的取柄しなかつた。な
 りの強圧的取柄しなかつた
 西山記者の強圧的取柄しな
 かつた。西山記者の強圧的
 取柄しなかつた。西山記者
 の強圧的取柄しなかつた。

外務省 公電事件
裁判に期待するもの

5/9 10

公電事件



外務省公電事件の中心人物

この事件は、公電事件の中心人物である。彼は外務省の高級幹部として知られ、今回の事件に関与していることが明らかになっている。

憲法体系から事件を考へよ

(記者) 公電事件

憲法体系から事件を考へよ。これは、公電事件の法的根拠を明らかにし、憲法に基づいて事件を解決するべきであるという主張を述べた。



公電事件の中心人物

報道の自由

報道の自由。これは、公電事件に関する報道の自由が保障されるべきであるという主張を述べた。

意義の自由

意義の自由。これは、公電事件に関する意義の自由が保障されるべきであるという主張を述べた。

國家機関の美態を知る好機

國家機関の美態を知る好機。これは、公電事件が國家機関の美態を知る好機であるという主張を述べた。

伊藤 煥一氏 (署名)

伊藤 煥一氏 (署名)。これは、公電事件に関する署名を述べた。



公電事件の中心人物

公電事件の中心人物。これは、公電事件に関する中心人物を述べた。

西日記記者の遠慮の強固

西日記記者の遠慮の強固。これは、西日記記者の遠慮の強固さを述べた。

伊藤 煥一氏 (署名)

伊藤 煥一氏 (署名)。これは、公電事件に関する署名を述べた。

國家機関の美態を知る好機

國家機関の美態を知る好機。これは、公電事件が國家機関の美態を知る好機であるという主張を述べた。

意義の自由

意義の自由。これは、公電事件に関する意義の自由が保障されるべきであるという主張を述べた。

報道の自由

報道の自由。これは、公電事件に関する報道の自由が保障されるべきであるという主張を述べた。

公電事件の中心人物

公電事件の中心人物。これは、公電事件に関する中心人物を述べた。

伊藤 煥一氏 (署名)

伊藤 煥一氏 (署名)。これは、公電事件に関する署名を述べた。

公電事件の中心人物

公電事件の中心人物。これは、公電事件に関する中心人物を述べた。

伊藤 煥一氏 (署名)

伊藤 煥一氏 (署名)。これは、公電事件に関する署名を述べた。

國家機関の美態を知る好機

國家機関の美態を知る好機。これは、公電事件が國家機関の美態を知る好機であるという主張を述べた。

意義の自由

意義の自由。これは、公電事件に関する意義の自由が保障されるべきであるという主張を述べた。

報道の自由

報道の自由。これは、公電事件に関する報道の自由が保障されるべきであるという主張を述べた。

公電事件の中心人物

公電事件の中心人物。これは、公電事件に関する中心人物を述べた。

伊藤 煥一氏 (署名)

伊藤 煥一氏 (署名)。これは、公電事件に関する署名を述べた。

國家機関の美態を知る好機

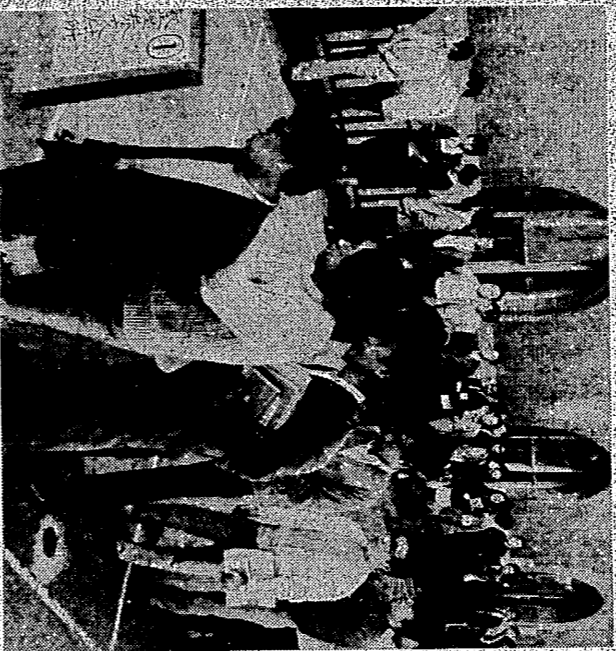
國家機関の美態を知る好機。これは、公電事件が國家機関の美態を知る好機であるという主張を述べた。

意義の自由

意義の自由。これは、公電事件に関する意義の自由が保障されるべきであるという主張を述べた。

重苦しく「国益裁判」

外務省
公電事件



「核心すいかえ」を主張

西山蓮見元事務官には陳謝

西山蓮見元事務官は、この裁判に際して、外務省の立場を厳正に守るべきであると主張している。彼は、この裁判が日本の国益を損なわないよう、政府は慎重に行動すべきであると述べた。

面被告 対照的な態度

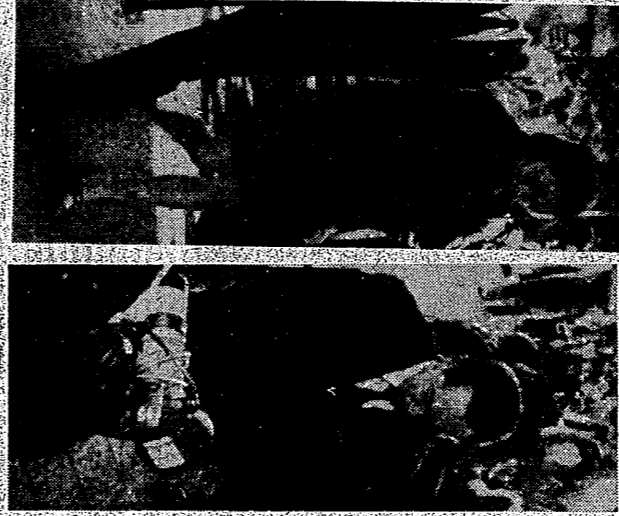
被告側は、この裁判に際して、政府の立場を厳正に守るべきであると主張している。彼は、この裁判が日本の国益を損なわないよう、政府は慎重に行動すべきであると述べた。

知る権利

知る権利とは、国民が政府の活動について知る権利を指す。これは、民主主義の重要な要素である。政府は、国民の知る権利を尊重し、透明な行政を行うべきである。

この裁判は、日本の国益を損なわないよう、政府は慎重に行動すべきであると述べた。被告側は、この裁判に際して、政府の立場を厳正に守るべきであると主張している。

「知る権利」法廷に



裁判長(左)と検察官(右)の対峙

どんな国 裁判長 検察側に釈明要求

【東京13日電】最高裁判所は十三日午後二時、東京地裁で開かれた沖繩密約事件初公判で、検察官の釈明を求めた。最高裁は検察官の釈明を求め、検察官は釈明を拒否した。最高裁は検察官の釈明を求め、検察官は釈明を拒否した。最高裁は検察官の釈明を求め、検察官は釈明を拒否した。

国公法適用は違憲 秘密への挑戦、新聞の義務

西山剛弁護士
が意見陳述

沖繩密約「漏えい」事件初公判 東京地裁

【東京十三日電】最高裁判所は十三日午後二時、東京地裁で開かれた沖繩密約事件初公判で、検察官の釈明を求めた。最高裁は検察官の釈明を求め、検察官は釈明を拒否した。最高裁は検察官の釈明を求め、検察官は釈明を拒否した。最高裁は検察官の釈明を求め、検察官は釈明を拒否した。

(第3種郵便物認可)

十四日午前四時四分、東京地裁刑部七部で開かれた初審裁判、被告、原告、検察官、弁護団、記者ら約五十人が参加した。被告は、起訴状を提出し、裁判長は、被告の主張を認め、起訴状を退却させた。

「本件は新聞記者の取材活動であり、憲法第二十一条の保障を受けるべきものである。被告は、新聞記者の取材活動を妨げ、憲法第二十一条の保障を侵害した」と主張した。原告は、「被告は、新聞記者の取材活動を妨げ、憲法第二十一条の保障を侵害した」と主張した。

「本件は新聞記者の取材活動であり、憲法第二十一条の保障を受けるべきものである。被告は、新聞記者の取材活動を妨げ、憲法第二十一条の保障を侵害した」と主張した。原告は、「被告は、新聞記者の取材活動を妨げ、憲法第二十一条の保障を侵害した」と主張した。

起訴は「知る権利」に対する重大な侵害

伊達 秋雄 弁護士

「本件は新聞記者の取材活動であり、憲法第二十一条の保障を受けるべきものである。被告は、新聞記者の取材活動を妨げ、憲法第二十一条の保障を侵害した」と主張した。原告は、「被告は、新聞記者の取材活動を妨げ、憲法第二十一条の保障を侵害した」と主張した。

民主制無視の秘密主義 大野正男 弁護士

「本件は新聞記者の取材活動であり、憲法第二十一条の保障を受けるべきものである。被告は、新聞記者の取材活動を妨げ、憲法第二十一条の保障を侵害した」と主張した。原告は、「被告は、新聞記者の取材活動を妨げ、憲法第二十一条の保障を侵害した」と主張した。

西山記者・弁護団の意見書

沖繩密約「漏えい」

「本件は新聞記者の取材活動であり、憲法第二十一条の保障を受けるべきものである。被告は、新聞記者の取材活動を妨げ、憲法第二十一条の保障を侵害した」と主張した。原告は、「被告は、新聞記者の取材活動を妨げ、憲法第二十一条の保障を侵害した」と主張した。

不明確、不合理な三条 高木一 弁護士

「本件は新聞記者の取材活動であり、憲法第二十一条の保障を受けるべきものである。被告は、新聞記者の取材活動を妨げ、憲法第二十一条の保障を侵害した」と主張した。原告は、「被告は、新聞記者の取材活動を妨げ、憲法第二十一条の保障を侵害した」と主張した。

起訴状の理屈

被告は、起訴状を提出し、裁判長は、被告の主張を認め、起訴状を退却させた。原告は、「被告は、新聞記者の取材活動を妨げ、憲法第二十一条の保障を侵害した」と主張した。

外務省、機密、漏えい初公判

知る権利 冒頭から核心に

国公法適用は違憲

漏えいそのかし

西山記者 当然の取材活動

記者会見をめぐり、白米が、外務省機密漏えい事件で、国公法適用が争点となつた。西山記者(元外務省機密課長)は、元外務省機密課長(元外務省機密課長)の二(二)と漏えい事件(元外務省機密課長)の二(三)の第一回公判は、十四日午前十時、東京地裁(元外務省機密課長)で開かれた。この日は、西山記者の知る権利、新聞記者の取材活動の自由、民主主義の根幹にかかわる広範囲な議論が展開された。公判は、西山記者の知る権利が認められた。西山記者は、取材活動の自由、民主主義の根幹にかかわる広範囲な議論が展開された。西山記者は、取材活動の自由、民主主義の根幹にかかわる広範囲な議論が展開された。西山記者は、取材活動の自由、民主主義の根幹にかかわる広範囲な議論が展開された。

違見被告は起訴事実認める

初公判は東京地裁で、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。



東京地裁に入る西山記者

起訴事実

西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。

西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。

西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。

西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。

西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。

西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。西山記者は、五月十七日(一)と五月十八日(二)の二回開かれた。

外務省 機密、漏えい初公判

「知る権利」冒頭から核心に

国公法適用は違憲

西山記者 当然の取材活動

漏えいそのかし

西山記者(東京)が漏えいされた外務省機密資料をめぐって、国家公務員法違反問われた毎日新聞記者・西山大治(東京)と、東京地裁判事土田正太郎(東京)との間で、一審判決が下された。この事件は、国家公務員法と知る権利、さらには新聞記者の取材活動のあり方まで、民主主義の根幹にかかわる論争を巻き起こした。公判では、西山記者が「知る権利」を主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。西山記者は、「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。



東京地裁に入る西山大治記者

違見被告は起訴事実認める

初判は東京地裁(土田正太郎判事)で、西山大治(東京)と、東京地裁判事土田正太郎(東京)との間で、一審判決が下された。西山大治は「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。

起訴事実

【西山大治被告】西山大治(東京)は、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。西山大治は、「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。

西山大治(東京)は、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。西山大治は、「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。

西山大治(東京)は、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。西山大治は、「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。

西山大治(東京)は、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。西山大治は、「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。

西山大治(東京)は、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。西山大治は、「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。

西山大治(東京)は、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。西山大治は、「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。

西山大治(東京)は、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。西山大治は、「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。

西山大治(東京)は、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。西山大治は、「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。

西山大治(東京)は、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。西山大治は、「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。

西山大治(東京)は、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。西山大治は、「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。

西山大治(東京)は、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。西山大治は、「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。

西山大治(東京)は、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。西山大治は、「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。

西山大治(東京)は、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。西山大治は、「知る権利」を行使したと主張し、機密資料の漏えいを受けたことを「知る権利」を行使したと主張した。

知る権利裁判 対照的な二人

「忘れてほしい」 「胸を張る」 薄見被告

「核心すりかえ」 西山被告

十四日、東地裁で始まった外務省情報漏えい事件の審理。西山被告は、原告の訴えを全面的に認め、原告の請求を認めた。西山被告は、原告の訴えを全面的に認め、原告の請求を認めた。西山被告は、原告の訴えを全面的に認め、原告の請求を認めた。

「薄見さんにおわび」 西山



「がんばれ、のアラカードに迎えられ、東京地裁に入る薄見喜久子被告

西山被告は、原告の訴えを全面的に認め、原告の請求を認めた。西山被告は、原告の訴えを全面的に認め、原告の請求を認めた。西山被告は、原告の訴えを全面的に認め、原告の請求を認めた。

薄見被告は、原告の訴えを全面的に認め、原告の請求を認めた。薄見被告は、原告の訴えを全面的に認め、原告の請求を認めた。薄見被告は、原告の訴えを全面的に認め、原告の請求を認めた。

薄見へ温情 不出頭許可

薄見被告は、原告の訴えを全面的に認め、原告の請求を認めた。薄見被告は、原告の訴えを全面的に認め、原告の請求を認めた。薄見被告は、原告の訴えを全面的に認め、原告の請求を認めた。

社説

「機密とは何か」に徹底的審理を

沖繩返還協定交渉をめぐる外務省公報の漏えい事件で起訴された西山太吉毎日新聞記者と難見孝久子元外務省事務官の公判が、十四日から東京地裁ではじまった。

この事件で、取材のあり方や報道目的で入手された資料の処理の仕方などに遺憾な点があったことは、報道機関として十分反省しなければならぬことである。だが、事件の経過に国民の大きな関心が集ったのは、これまで新聞記者の報道目的の取材活動には適用されることがなかった国家公務員法の「秘密漏えい」に関する罪が初めて適用されたこと、しかも、「秘密」というのは、政府が一貫して否定し続けてきた沖繩返還交渉をめぐる「密約」の存在を裏付ける性質のものであったこと、にはかならないと思われる。

われわれはさきに、この事件は単に官庁の秘密が漏れたことについての刑事責任を追及するものとして処理されるのではなく、その根底に「国家機密」と「国民の知る権利」との関係、さらには取材の自由とその限界といった、きわめて重要な問題をよくむすぶ事件として検討が行われなければならないことを強調した。今後の審理に当たっては、くれぐれもこの視点が忘れられてはならないと考える。

公判で究明されなければならない第一点は、もちろん、刑罰をもって保護しなければならない「国家の秘密」とは何か、ということである。

民主主義の政治体制のもとでは、国家の行為は原則として国民の前に明らかにされていなければならない。国民は、いま政府が何を考え、どのような行動をとろうとしているのかを、できるだけくわしく知ることができれば、国政の運営は民意にもとづいて、また民意を反映しないものとなってしまうのである。「知る権利」が民主主義にとって欠くことのできないものとされる理由はここにある。

国家機密の保護とは、政府による情報の独占を意味するものではあるまい。まして、政府にとって都合の悪い情報は一切これをひたかくしするということであってはならない。もし、それが許されるとするならば、国民の知る権利は空文に終ってしまうのである。

問題の電文は、それが公開された場合、果して国益を大きくそこなうほどのものであったか、国民にいちじるしい不利をもたらすものであったか。この点は法廷で徹底的に追及されなければならない最大の問題点であると考える。

第二の疑問点は、新聞記者の取材活動に対して、国家公務員法の「秘密漏えい」をそのかした罪が適用されたことである。

わが国の官庁の秘密主義は、すでに定評のあるところである。あまりにも多くの事項に「マル秘」指定が行われてきた。従って、官庁に対する報道機関の取材活動は、常にこの「秘密」のとびらに立向って、国民の欲する情報を入手することに努力がそめられてきたといつてよい。

むろん、われわれは脅迫、買収など刑法の規定に触れるような取材方法まで忌避するものではない。しかし、国公法の「そのか」が拡張解釈されて、情報源に接近し、情報入手に努力する取材活動にまで適用されるようなことがあつては、国民の知る権利にわたる報道機関の取材活動は、事実上機能を停止してしまう、といつてよいであろう。

「そのか」の法的解釈については、取材の方法自体が違法である場合はもちろん、相手方の「困惑」に乘じたり、不当な「心理的影響」を与えたりした場合も「そのか」に当るとする見解もある。だが、このような抽象的な表現で一般の取材活動の範囲が制限されることは、多分に拡張解釈の恐れがあり、報道機関は常に国公法違反の危険にさらされることになりかねない。

われわれは、この裁判の審理で、これらの問題点に徹底的な論議が尽され、各論点に深くメスを入れ、大裁判所の判断が示されることを切に要望する。

問題すり替えの不安

秘密漏えい 初公判

十四日、東京地裁で開かれた「外務省秘密漏えい事件」の初公判では、早くも政府サイドから公判を「国民の知る権利、刑事訴訟上の公平の趣旨を考慮して、浮き彫りにされた。

初公判で、毎日新聞・西山太吉記者と、元外務省事務官の難見孝久子・元外務省事務官の公判が、十四日から東京地裁ではじまった。

この事件で、取材のあり方や報道目的で入手された資料の処理の仕方などに遺憾な点があったことは、報道機関として十分反省しなければならぬことである。だが、事件の経過に国民の大きな関心が集ったのは、これまで新聞記者の報道目的の取材活動には適用されることがなかった国家公務員法の「秘密漏えい」に関する罪が初めて適用されたこと、しかも、「秘密」というのは、政府が一貫して否定し続けてきた沖繩返還交渉をめぐる「密約」の存在を裏付ける性質のものであったこと、にはかならないと思われる。

われわれはさきに、この事件は単に官庁の秘密が漏れたことについての刑事責任を追及するものとして処理されるのではなく、その根底に「国家機密」と「国民の知る権利」との関係、さらには取材の自由とその限界といった、きわめて重要な問題をよくむすぶ事件として検討が行われなければならないことを強調した。今後の審理に当たっては、くれぐれもこの視点が忘れられてはならないと考える。

公判で究明されなければならない第一点は、もちろん、刑罰をもって保護しなければならない「国家の秘密」とは何か、ということである。

民主主義の政治体制のもとでは、国家の行為は原則として国民の前に明らかにされていなければならない。国民は、いま政府が何を考え、どのような行動をとろうとしているのかを、できるだけくわしく知ることができれば、国政の運営は民意にもとづいて、また民意を反映しないものとなってしまうのである。「知る権利」が民主主義にとって欠くことのできないものとされる理由はここにある。

国家機密の保護とは、政府による情報の独占を意味するものではあるまい。まして、政府にとって都合の悪い情報は一切これをひたかくしするということであってはならない。もし、それが許されるとするならば、国民の知る権利は空文に終ってしまうのである。

問題の電文は、それが公開された場合、果して国益を大きくそこなうほどのものであったか、国民にいちじるしい不利をもたらすものであったか。この点は法廷で徹底的に追及されなければならない最大の問題点であると考える。

第二の疑問点は、新聞記者の取材活動に対して、国家公務員法の「秘密漏えい」をそのかした罪が適用されたことである。

わが国の官庁の秘密主義は、すでに定評のあるところである。あまりにも多くの事項に「マル秘」指定が行われてきた。従って、官庁に対する報道機関の取材活動は、常にこの「秘密」のとびらに立向って、国民の欲する情報を入手することに努力がそめられてきたといつてよい。

むろん、われわれは脅迫、買収など刑法の規定に触れるような取材方法まで忌避するものではない。しかし、国公法の「そのか」が拡張解釈されて、情報源に接近し、情報入手に努力する取材活動にまで適用されるようなことがあつては、国民の知る権利にわたる報道機関の取材活動は、事実上機能を停止してしまう、といつてよいであろう。

「そのか」の法的解釈については、取材の方法自体が違法である場合はもちろん、相手方の「困惑」に乘じたり、不当な「心理的影響」を与えたりした場合も「そのか」に当るとする見解もある。だが、このような抽象的な表現で一般の取材活動の範囲が制限されることは、多分に拡張解釈の恐れがあり、報道機関は常に国公法違反の危険にさらされることになりかねない。

われわれは、この裁判の審理で、これらの問題点に徹底的な論議が尽され、各論点に深くメスを入れ、大裁判所の判断が示されることを切に要望する。



Taichi Nishiyama and Mrs. Kikuko Hasumi enter the Tokyo District Court Saturday when the first hearing on their trial was opened.

Hearing on Leakage Of National Secrets Opens in Tokyo Court

The hearing on the "leakage of national secrets," in which the limit of the freedom of the press is contested for the first time, was opened Saturday.

On trial are Takichi Nishiyama, 41, a political writer for the Mainichi Shimbun and Mrs. Kikuko Hasumi, 42, a former secretary of the Foreign Ministry.

The two have been charged with leaking Foreign Ministry cables on the Japan-U.S. negotiations for the reversion of Okinawa.

As the trial got under way at the Tokyo District Court, Nishiyama accused the Government of trying to restrain legitimate news-gathering activities. He also said that the Government was protecting its deceitful acts and thereby erecting barriers between the nation and itself.

Mrs. Hasumi, whom the prosecutors charged with handing copies of the secret cables to Nishiyama after the two had developed "romantic relations," pleaded guilty.

In tears, she said she hoped the trial would end soon and "people will forget about me."

Mrs. Hasumi went on to express her apologies to the "people I have caused trouble to."

The case was brought to light on March when a Socialist divulged the contents of the cables in the Diet charging the Government of having a secret accord with the U.S. over the Okinawa reversion.

According to the prosecution, Mrs. Hasumi, in response to

Nishiyama's request, copied three cables exchanged between the ministry and its overseas offices in a period from May to June 1971.

She then delivered the copies to Nishiyama. For these acts, the two were charged with violating the National Civil Service Law. Mrs. Hasumi allegedly violated Article 100 of the law obligating civil service

Continued on Page 4, Col. 1